委第5号議案

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書

平成29年3月31日、文部科学省は、「教育機会確保法」に基づいた基本指針を定め、5つの基本理念の中で、「不登校児童生徒の多様な学習活動を踏まえた個々の状況に応じた支援」を掲げた。

令和2年度、全国の小中学校において、30日以上欠席した不登校の児童生徒の数は、国の調査によると、約196,000人で、8年連続で増加し過去最多となり、埼玉県においても、前年同期比8%増の約9,000人と増加傾向にあることから、さらなる不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、フリースクールなどの民間施設等(以下、フリースクール等という)、多様な教育機会を確保する必要がある。フリースクール等が行う学習、教育相談、体験などの活動は、様々な事情により学校生活になじめない児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、大変重要な役割を担っている。

平成27年の国の調査では、フリースクール等へ通うための保護者の負担は入学金、授業料、交通費など、利用料が月額3万3千円、年間約40万円程度(文部科学省調べ)となっており、保護者にとって、多額な負担となっているが、就学支援金などの国の支援はなく、一部の自治体による助成にとどまっている。重ねて、多様な学びを担うフリースクール等を設立するための経済的支援も同様である。

よって、国においては、不登校児童生徒に対する多様な学習機会の確保のための環境整備及び経済的支援として、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 不登校児童生徒が学びの場とするフリースクール等、学校以外の多様な学習活動に対する費用の負担軽減のための財政措置を講ずること。
- 2 不登校児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として、重要な役割を 担っているフリースクール等の設立のための財政措置を講ずること。(但 し、義務教育機関との連携など設置に関する基準や位置づけも要検討。)
- 3 義務教育機関においては、不登校児童生徒のつなぎ役として、重要な 役割を果たすスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の 必要な人材や財源も確保すること。

4 都道府県や市区町村においては、不登校特例校の設置及び設立・運営に関し、更なる財政的・制度的支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月 日

桶川市議会議長 江 森 誠 一

令和4年9月26日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋